

議案第58号資料

鶴ヶ島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後		現 行	
<p>(利用者)</p> <p>第5条 老人福祉センターを利用することができる者は、市内、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、<u>越生町及び鳩山町</u>に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が必要があると認める者は、この限りでない。</p> <p>別表（第14条関係）</p>		<p>(利用者)</p> <p>第5条 老人福祉センターを利用することができる者は、市内、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町及び<u>越生町</u>に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が必要があると認める者は、この限りでない。</p> <p>別表（第14条関係）</p>	
区分	使用料（1人1回につき）	区分	使用料（1人1回につき）
1 市内、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、 <u>越生町及び鳩山町</u> に居住する60歳以上の者	略	1 市内、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町及び <u>越生町</u> に居住する60歳以上の者	略
2 市内、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、 <u>越生町及び鳩山町</u> に居住する60歳未満の者	略	2 市内、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町及び <u>越生町</u> に居住する60歳未満の者	略
3 市外（川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、 <u>越生町及び鳩山町</u> を除く。）に居住する者	略	3 市外（川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町及び <u>越生町</u> を除く。）に居住する者	略

鶴ヶ島市女性センター条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>（利用者の範囲）</p> <p>第4条 女性センターを利用できる者又は団体（以下「利用者」という。）は、第1条に規定する目的を理解して施設を利用しようとするもので、次の各号のいずれかに該当するもの（別表に掲げるホール、軽運動室及び託児室の使用については、第5号に該当する者及び第6号に該当する団体を除く。）とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、<u>越生町及び鳩山町</u>に住所を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（利用者の範囲）</p> <p>第4条 女性センターを利用できる者又は団体（以下「利用者」という。）は、第1条に規定する目的を理解して施設を利用しようとするもので、次の各号のいずれかに該当するもの（別表に掲げるホール、軽運動室及び託児室の使用については、第5号に該当する者及び第6号に該当する団体を除く。）とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町 <u>及び越生町</u>に住所を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>

鶴ヶ島市西少年サッカー場条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>（使用者の範囲）</p> <p>第2条 サッカー場を使用できる者は、次の各号の一に該当する者の子女を主な構成員とする団体（以下「少年団体」という。）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、<u>越生町及び鳩山町</u>に在住又は在勤している者</p> <p>2 略</p>	<p>（使用者の範囲）</p> <p>第2条 サッカー場を使用できる者は、次の各号の一に該当する者の子女を主な構成員とする団体（以下「少年団体」という。）とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町 <u>及び越生町</u>に在住又は在勤している者</p> <p>2 略</p>